

令和元年11月22日

# 令和元年第11回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和元年11月22日玉川村役場北庁舎会議室に於いて第11回玉川村農業委員会を開催した。

- 
- ◎ 出席委員 (農業委員)  
(12名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男  
2番 石森 博信 9番 草野 陽子  
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎  
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄  
6番 石井 清藏 12番 角田 守之  
7番 小針 金之 13番 眞弓 泰行
- 

- ◎ 欠席委員 5番 関根 恵二、14番 鈴木 好市
- 

- ◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行
- 

- ◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。  
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。  
◎ 会長あいさつ。  
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。  
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。  
1番 高林きくみ 2番 石森 博信
- 

- ◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議長 次に議案第32号番号1の調査員 石井清藏委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 6番委員 (石井 清藏) 議案第32号番号1について、調査結果を報告させていただきます。  
11月14日、佐久間悦男委員、事務局2名と共に現地確認を致しました。申請地は、竜崎字滝山■■番■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。  
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。  
譲受人の■■■■さんは、今回の台風第19号の暴風雨により、甚大な被害を受けました。  
そこで、今後、営農するにあたり、比較的水害等の影響が少ない適当な農地を探しておりました。  
譲受人の■■■さんは、自宅から近距離にある当該農地が適していると考え、この農地を買い受けた旨、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとの事です。  
譲受人の■■■さんは、両親と共に農業経営を行っており、合計の耕作面積は122aで、下限面積の30aを超えるため問題はありません。  
また、申請地は自宅に近い事から管理も容易であり、耕作従事日数に

ついても条件を満たしております。さらに、地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとの事であります。

兩人ともに承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

◎ 議 長 ただいま調査員の石井委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 4 番委員 (須藤 安昭) ■■さんの耕作面積が 23a という事なのですが、下限面積の関係はどうなんでしょうか。

◎ 事務局 新規就農者という事で、■■さんだけをピックアップしてこの面積になりますが、実際は父の■■さんも含め家族で 122a 面積があり、下限面積の 30a は超えており要件を満たしております。

◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 32 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 32 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

次に、議案第 33 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 (角田 守之) 以前、畑の時は何を作付けしていたのでしょうか。

◎ 事務局 この場所は、20～30年以上も前に杉の木等があったと思われ、作業道も歩いていくしかないような場所でした。

一部、桑の木もあり、桑畑もあったものと思われます。

◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 33 号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 33 号については、原案どおり可決されました。  
次に、議案第 34 号玉川農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定  
についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 34 号番号 1 の調査員の石森博信委員から調査報告をお願い  
いたします。

- ◎ 2 番委員 議案第 34 号番号 1 について、調査報告させていただきます。  
(石森 博信) 11 月 14 日、石森三男推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行いました。

申請地は、山小屋字高野■■番■で地目は登記簿が畑、現況が通路で  
あります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地  
域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項に定められているとおり、同法第  
13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を全て満たしている場合に除外  
する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いた  
しました。

まず、同条第 2 項第 1 号の「土地を農用地等以外の用途に供すること  
が必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが  
困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、当該農地  
に隣接する土地へ住宅を建築する計画をしておりますが、この農地は既  
に進入通路として使っておりました。

この土地以外に、進入道路として候補となる土地がないこと、住宅建  
築するにあたって、計画面積が必要最低限の面積であることから、当該  
申請地以外では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たし  
ていると考えられます。

次に、同条第 2 項第 2 号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他  
土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこ  
と。」ですが、申請地は、周りが宅地や山林に囲まれ、農地の集団性や農  
作業の効率化に影響がないと思われれます。

次に、同条第 2 項第 3 号の「農用地区域内における効率的かつ安定的  
な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれ  
がないこと。」ですが、第 2 号でもありましたが、担い手への集積及び計  
画は無く、面的な広がりはないため、農地の利用集積等には支障を及ぼ  
さないものと思われれます。

次に、同条第 2 項第 4 号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有す  
る機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には  
水路等の農業施設の新設等を行われておらず、今後も取・排水やその他  
の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われれます。

次に、同条第 2 項第 5 号の「農業に関する公共投資により得られる効  
用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」につい  
てですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第 10  
条第 3 項第 2 号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に

適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 住宅は建て替えでしょうか。あるいは新築でしょうか。  
(角田 守之)

◎ 事務局 現地を確認したところ、新築ではなくリフォームするという内容でした。リフォームするのにも当然登記等が必要でありまして、その土地が宅地でないといけないという事であります。

現地を見てきましたが、本来ずっと通路で使っていた所で、たまたま農振地域の指定の際、その地番が誤って入ってしまったものと思われま

◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 34 号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 34 号については、原案どおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

### 1 次回総会日程(案)

◎ 事務局 次回の総会は令和元年 12 月 24 日の火曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村就業改善センター 1 階産就室を予定しております。

その後、第 3 回連携会議を 14 時 15 分から開催します。

### 2 令和元年台風第 19 号等災害義援金の募集について

玉川村においても甚大な被害を受けている事から、当農業委員会としては災害義援金は行わない事を決定しました。

### 3 農業委員・農地利用最適化推進委員の任期について

◎ 事務局 資料に基づき説明。

◎ 会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

## 7 閉 会 渡邊職務代理者